

Title	信託訴訟の国際裁判管轄
Sub Title	Jurisdiction of Japanese court in transnational trusts litigation
Author	島田, 真琴(Shimada, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.28 (2014. 2) ,p.201- 226
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春日偉知郎教授退職記念号#論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140228-0201

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

信託訴訟の国際裁判管轄

島 田 真 琴

- 1 EU法における信託訴訟の国際裁判管轄
- 2 イギリス国内法上の信託訴訟の国際裁判管轄
- 3 国際裁判管轄のための法性決定基準
- 4 我が国における信託の国際裁判管轄

本稿では、信託の委託者、受託者又は受益者（信託当事者）の住所・事業所や信託財産の所在地が外国の場合、外国法に準拠した信託の場合等において、信託当事者間の訴訟（信託訴訟）を日本の裁判所に提起できるか否かの問題、すなわち、国際裁判管轄を定める民訴法3条の2以下の規定の信託訴訟への適用に関する問題を、EU及びイギリスにおける国際裁判管轄規則との比較法的な見地から検討する。

なお、本稿における信託訴訟とは、委託者及び受益者と受託者の間における受託者の義務の履行や責任追及に関する訴訟を指し、受益者間の紛争や第三者と信託当事者の紛争は含まない。

1 EU法における信託訴訟の国際裁判管轄

欧州連合（EU）の各加盟国は、2種類の国際裁判管轄規則を有する。1つは、全加盟国の裁判所に適用される共通ルールとしてのブラッセルI規則¹⁾（BI規則）、他の1つは、各国の国内法上の国際裁判管轄規則である。後者は、前

者の適用がない場合にのみ適用される。

BI規則は、被告の本拠地（ドミサイル）がEU加盟国にある全ての訴訟に適用される（規則1条、2条）。本拠地とは、個人の生活や法人の活動の基盤となる地を指し、個人の場合は訴訟が提起された国の国際私法の定めるところによる（規則59条1項、3項）。たとえば、イギリスの国際私法上、ある国に居住し、かつ当該居住の性質及び状況に照らし、居住国と実質的な関係を有する者の本拠地は、その居住国である。イギリスに3カ月以上居住する者は、イギリスが本拠地国と推定される²⁾。法人の本拠地は、その法定所在地であり、これは、イギリス及びアイルランドの法人の場合は、登録事務所の所在地、設立地、又は設立準拠法地を指す（規則59条2項、3項）。

BI規則によれば、信託訴訟が提起されたEU加盟国の裁判所は、以下のいずれかに当たる場合に管轄を有する³⁾。

1.1 被告の本拠地国の裁判所（BI規則2条1項）

加盟国に本拠地を有する被告は、他の加盟国の裁判所が専属的裁判管轄（規則23条による専属合意管轄又は規則22条による財産所在地の裁判管轄）を有する場合を除き、自己の本拠地国の裁判管轄に服する。たとえば、信託の受益者が、イギリスを本拠地とする受託者に対して、イギリスの裁判所に、信託上の忠実義務違反による信託財産の原状回復請求訴訟を提起した場合、当該裁判所の管轄が認められる。

1) Regulation EC 44/2001 of 22 December 2000 [2001] QJ L 12/ 1 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters. ただし、デンマークは同規則を採択していないので、デンマークと他の加盟国の間の訴訟の管轄は、1968年ブラッセル条約（Brussels Convention on Jurisdiction and the Judgements in Civil and Commercial Matters）に従う。

2) Civil Jurisdiction and Judgments Order 2001, SI 2001/3929, Sch 1 para 9(2)1.

3) J. Corbett 'International Trust Disputes' edited by S. Collins, S. Kempster, M. McMillan & A. Meek (Oxford, 2012) pp. 14-16, J. Harris, (Editor D. Hayton) 'The International Trust 3rd Edition' (Jordans, 2011) pp. 6-34.

1.2 信託（擬制信託、結果信託等の法定信託を除く。）の本拠地国の裁判所

任意信託の信託当事者を被告とする訴訟は、被告の本拠地国が加盟国の場合、当該信託本拠地国にも提起できる（規則5条6項）。「信託の本拠地」は、訴えが提起された裁判所が適用する国際私法の定義に従う（規則60条3項）。イギリスの国際私法上は、信託が最も密接かつ現実的な関連性を有する法制度を有する国がイギリスである場合、イギリスが信託本拠地国である⁴⁾。よって、信託準拠法がイギリス法である信託の本拠地国は常にイギリスである。たとえば、イギリス法に準拠した信託の受託者が受益者に対して信託財産を分配しすぎた場合、過払分の返還請求訴訟をイギリスの裁判所に提起できる⁵⁾。

1.3 契約上の義務履行地の裁判所

BI規則5条1項(a)によれば、契約上の義務の履行地が加盟国内の場合、他の加盟国に本拠地を有する被告も、当該義務の履行請求や不履行の責任追及訴訟について、義務履行地国の裁判管轄に服する。スペイン法やフランス法上の信託は契約なので、規則5条1項の適用を受けることが明らかである。これに対し、イギリス法上の信託は、契約とは異なる制度であり、約因も必要としない。しかし、欧州裁判所は、規則5条1項の「契約上の義務」を、各国の法律と異なる統一的な意味に解し、「ある者が任意の意思により他の者に対して負った義務は、契約上の義務に当たる」としている⁶⁾。この定義によれば、イギリス法上の信託受託者は、その任意の意思によって受託者となり、受益者

4) Order 2001 (注2)), Sch 1 para 12, J. D. McLean 'The Conflict of Laws 4th ed.' (Sweet & Maxwell, 1993) p. 79, 'Dicey and Morris on Conflict of Laws 13th ed.' (2000, Thomson) p. 290, pp. 358-359.

5) *Gomez v Gomez-MoncheVives* [2008] EWCA Civ 1065, [2009] Ch. 245. なお、同判決は、傍論として、外国法に準拠した信託でも、イギリス法を適用すべき事情があるときはイギリスが本拠地国となる旨を述べている (Lawrence Collins LJ at [61])。

6) Case-9/87 *Arcado v Haviland SA* [1988] ECR 1539, Case-26/91 *Jakob Handte & Co GmbH v Traitements Mecano-chimiques des Surfaces SA* [1992] ECR I-3967, McLean (注4) p. 80.

に対する忠実義務を引き受けたので、その義務は規則 5 条 1 項の「契約上の義務」に当たり、義務履行地が加盟国の場合はその国の裁判管轄に服する。

規則 5 条 1 項(b)によれば、「契約上の義務履行地」は、物品売買契約の場合は物品の引渡場所、役務提供契約の場合は役務提供地を意味する。製作物供給契約のように、両方の要素を含む契約の場合は、特徴的な義務がどちらであるかによる⁷⁾。信託における受託者の特徴的な義務は信託財産の管理なので、規則 5 条 1 項の適用上、信託は役務提供契約となり、信託財産の管理を行う場所、すなわち信託財産の所在地が加盟国の場合、その国の裁判所は管轄を有する⁸⁾。信託財産が2カ国以上に所在する場合の「義務履行地」は、中心的な義務の履行地、すなわち、最も価値のある信託財産の所在地であり、これが定まらない場合は原告の選択による。信託財産がEU加盟国と非加盟国の双方に所在する場合に関する欧州裁判所の判例は存在しないが、規則 5 条 1 項(a)を適用する方法、すなわち、信託準拠法に従って決定した受託者の義務履行地が加盟国内の場合、当該義務に関する信託訴訟についてのみ義務履行地の管轄を認める方法が合理的であろう⁹⁾。

イギリス法上、土地の売買契約の目的物が引き渡されるまで、売主を受託者、買主を受益者とする擬制信託が成立する。また、一定の用途で金員を交付した者と受け取った者との間には、当該用途のために金員を費消するまで、交付者を受益者とする結果信託が成立する。このような擬制信託、結果信託に基づく受託者の義務は、それぞれの原因となる契約（土地売買契約、委託契約等）から発生するので、その履行請求訴訟について、規則 5 条 1 項に基づく義務履行地国の管轄が認められる。

7) Case C-381/08 *Car Trim v Key Safety Systems* [2010] All ER (Comm) 770.

8) Case C-386/05 *Color Drack v Lexx International Vertriebs* [2007] IL Pr 35, Case C-204/08 *Rehder v Air Baltic* [2009] All ER (D) 153.

9) Koji Takahashi, "Jurisdiction in matters relating to contract : Article 5(1) of the Brussels Convention and Regulation" *European Law Review* 2002.

1.4 不法行為地国の裁判所

加盟国に本拠地を有する者の不法行為により損害が発生した場合、当該不法行為に基づく訴訟に関し、その者は不法行為地国の裁判管轄に服する¹⁰⁾（規則5条3項）。欧州裁判所の定義によれば、規則5条3項の「不法行為」は、同条1項の契約上の義務に該当しない全ての義務を意味する¹¹⁾。契約違反により損害を被った契約当事者は、違反者に対し、契約責任と並行して不法行為責任を追及することがあるが、その場合の管轄は規則5条1項に従い、3項は適用されない¹²⁾。信託上の忠実義務は規則5条1項の「契約上の義務」に該当するので（上記1.3）、たとえば、受益者が受託者の忠実義務違反により受けた損害に関して、損害発生地の裁判所に不法行為に基づく訴訟を提起しても、規則5条3項の適用は排除され、管轄は認められない。

イギリス法上、受託者の忠実義務違反に協力した第三者、たとえば、受託者が自己の利益を図る目的で信託財産を売却しようとしていることを知りながらこれを買受けた者は、当該財産に関する擬制信託の受託者となる。受益者が擬制信託に基づいて当該第三者に対して提起する信託財産の取戻しや損害賠償請求訴訟は、規則5条3項の適用を受ける¹³⁾。他方、契約の無効を原因として発生した結果信託に基づく請求に関する訴訟は規則5条1項が適用され、3項の適用はない¹⁴⁾。

10) 不法行為地は、加害行為地と損害発生地が異なる場合はその両方を意味する（*Bier BV v Mines de Potassé d'Alsace* [1976] ECR 1735）。ただし、2次的な経済的損失が発生した国の裁判所に管轄は生じない（*Marinari v Lloyds Bank plc and Zubaidi Trading Company* [1995] ECR I-2719）。

11) *Kalfelis v Bankhaus Schroeder* [1988] ECR 5565.

12) Case C-26/91 *Jakob Handte & Co GmbH v Traitements Mécano-chimiques des Surfaces SA* [1992] ECR I-3967, Case 189/87 *Athanasios Kalfelis v Bankhaus Schröder, Münchmeyer, Hengst and Co and others* [1988] ECR 5565.

13) *Casio Computer Co Ltd v Sayo and Others* [2001] EWCA Civ 661, [2001] IL Pr 594, Tyeo 'Constructive Trustees and the Brussels Convention (2001)' 117 LQR 560.

14) *Kleinwort Benson Ltd v City & Glasgow District Council (No 2)* [1997] 4 All ER 641.

1.5 支店又は代理人の所在地国の裁判所

加盟国内に本拠地を有する信託受託者が、他の加盟国の支店や代理人を通じて信託上の管理義務を履行していた場合、当該支店や代理人が行っていた義務に関連する訴訟について、その国の裁判管轄に服する（規則5条5項）。

1.6 合意管轄

信託の発生根拠となる書類に加盟国内の裁判管轄を定める条項がある場合、当該書類により管轄裁判所に指定された裁判所は管轄を有する（規則23条4項）。この管轄は、特に定めがない限り専属管轄であり、上記1.1乃至1.5の事由による管轄は排除される。すなわち、信託条項が定める裁判所以外の裁判所は、下記1.8の場合を除き管轄を有しない。

1.7 応訴管轄

上記1.1乃至1.6のいずれにも当たらない裁判所に訴えが提起された場合でも、被告が応訴し、国際裁判管轄以外の事項を争ったときは、当該裁判所に管轄が生ずる（規則24条）。

1.8 財産所在地の専属管轄

信託財産である不動産に関し、受託者に対して財産権法上の訴え（賃貸借に関する訴えを含む。）を提起した場合は、被告の本拠地が加盟国かどうかにかかわらず、当該財産所在地国の裁判所が専属管轄を有する（規則22条）。すなわち、当該訴訟に関しては、上記1.1乃至1.7の事由に基づく全ての管轄が排除される。ここでいう財産権法上の訴えの対象となる財産権は、イギリス法における衡平法上の財産権を含まない¹⁵⁾。イギリス法上、受益者が受託者に対して提起する訴訟の多くは衡平法上の権利を根拠とするので、規則22条の適用を受けない¹⁶⁾。

15) Case C-294/92 *Webb v Webb* [1994] ECR I-1717、Corbett（注3）p. 15.

1.9 消費者契約の場合

事業者と消費者の間の契約（消費者契約）に関する訴訟の場合、消費者は、専属合意管轄の定めの有無にかかわらず、自己の本拠地国又は相手方の本拠地国の裁判所に提起でき、事業者は消費者の本拠地国以外の裁判所には提起できない（規則16条1項、2項）。規則5条の契約には信託も含まれるので、受託者が信託会社等の専門業者である場合は消費者契約に該当する¹⁷⁾（規則15条1項(c)）。

2 イギリス国内法上の信託訴訟の国際裁判管轄¹⁸⁾

イギリス国内法は、判例法及び民事手続規則¹⁹⁾（CPR）により国際裁判管轄を定めている。イギリスはB I 規則を採択しているので同規則が優先適用され、CPRが適用されるのは、被告が加盟国内に本拠地を有せず、かつB I 規則22条（上記1.8）及び23条（上記1.6）が定める専属裁判管轄が認められない場合に限られる。そのような場合、イギリスの裁判所の管轄は、裁判所の認印を受けた訴状が、原告により以下のいずれかの方法で被告に送達されたとき、当該訴状に係る訴訟に関して発生する。

2.1 国内における送達

被告が個人の場合は、被告がイギリス国内で、郵送、手渡しその他の方法で

16) *Re Hayward (Deceased)* [1997] Ch 45は、スペインに所在する土地を、衡平法上の権利を有する形態で共有する原告のコモンロー上の権利者に対する引渡請求訴訟に規則22条を適用した。スペイン法上の請求根拠は、コモンロー上の持分権と解されたためである。

17) Harris（注3）p. 17は、規則15条乃至17条の信託への適用は考え難いと述べている。商事信託を想定していないためであろう。

18) McLean（注4）pp. 60-73, Adrian Zuckerman ‘Civil Procedure’ (Butterworths, 2003) pp. 152-210, Corbett（注3）pp. 17-20, Harris（注3）pp. 37-51, A. Briggs ‘The Conflict of Laws’ (Clarendon, 2002) pp. 91-107.

19) Civil Procedure Rules 1998.

原告から訴状を受領したとき、裁判管轄が生ずる（CPR 6.3）。信託当事者が観光旅行等でたまたまイギリスに立ち寄っただけでも、その折に訴状を受け取るとイギリスの裁判所の管轄に服する²⁰⁾。唯一の例外は、原告が被告に送達するため、詐欺的手段を用いてイギリスに入国させた場合である²¹⁾。

被告が外国会社であってイギリス国内に登録事務所や主たる事業所を有しない場合は²²⁾、国内に支店その他何らかの事業所、又は締約代理権を有する代理人の下に訴状が到達したときに管轄が生ずる（CPR 6.9 (2)）。当該事業所又は代理人の活動が訴訟の対象となる請求と無関係でもよい²³⁾。たとえば、受託者となった会社が、訴訟の対象となっている信託とは無関係の財産を管理するため、又は信託事業とは無関係な事業のために、イギリスに事業所を設けたり代理人を置いたりした場合でも、当該事業所又は代理人の下に訴状が届いたとき、イギリスの裁判所の管轄が生ずる。

このように、イギリス国内法の裁判管轄は、被告とイギリスとの関係が希薄な場合でも認められる。ただし、裁判所は、その結果生ずる裁判権の不当な拡大を是正するため、フォーラム・ノン・コンヴェニエンス（forum non-convenience）の法理を用いている。この法理によれば、被告が裁判所に対し裁判権の停止を申し立て（CPR Part 11）、当該訴訟を審判するうえでイギリスよりも適した裁判地（natural forum）が存在することを立証した場合は、原告がイギリスの裁判所で審判しなければ正義に反することを立証しない限り、裁判所はその裁判権を行使しないことができる²⁴⁾。イギリスの裁判所と他国の裁判所のうちどちらが審判に適しているかの判断は、費用、利便性、証人の所在、言語、両当事者の居住地、準拠法その他あらゆる事情を考慮して行う。契

20) *Maharance of Baroda v Wildernstein* [1972] QB 288.

21) *Watkins v North American Land and Timber Co Ltd* (1904) 20 TLR 534.

22) 被告がイギリス法人の場合、登録事務所や主たる事業所等を有する場合はB I 規則が適用されるので、当然に管轄が生じ、送達を受ける（規則2条、59条2項）。

23) *Sea Assets Ltd v P T Garuda Indonesia* [2000] 4 All ER 371.

24) *Spiliada Maritime Corp v Cansulex Ltd* [1987] AC 460.

約書や信託証書等においてイギリス国外の裁判所に関する専属管轄の合意があるときは、原則としてその地が最も適した裁判所と認められるが、他の諸事情を総合し、専属管轄の合意に反してイギリスの管轄が認められることもある²⁵⁾。

なお、被告がイギリス国内に本拠地を有する場合は上記B I 規則が適用されるので、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理が適用されることはない²⁶⁾。

2.2 国外への送達

国外の被告への訴状の送達は、原則として裁判所の許可を要する²⁷⁾。原告が送達許可を得るには、裁判所に対し、(i)民事手続規則実施指令 (CPR PD) が定める事由のいずれかに該当すること、(ii)請求に合理的な根拠があること (CPR PD Part 6 6.37)、及び(iii)イギリスが最適な裁判地であるか、又はイギリスで審判しないと正義に反することを立証しなければならない²⁸⁾。これらの証明は、一応の証明 (good arguable case) の程度で足りる²⁹⁾。

信託に関連する上記(i)の事由として、CPR PDは、以下のとおり定めている³⁰⁾。

2.2.1 信託受託者に対する送達

信託証書による信託 (すなわち任意信託) の受託者を被告とする訴訟は、信託準拠法がイギリス法である場合、すなわち、信託証書に信託準拠法をイギリス法とする定めがある場合、又は、イギリスの国際私法 (すなわち、ハーグ信託条約³¹⁾) に基づいて決定された信託準拠法がイギリス法である場合は、国外

25) *The El Amria* [1981] 2 Lloyd's Rep 119, *The Sennar (No 2)* [1985] 1 WLR 490.

26) C-281/02 *Owusu v Jackson* [2005] ECR I-1383.

27) Civil Procedure Rules Practice Direction ("CPR PD") Part 6, 6.36. ただし、被告の本拠地がEU加盟国内の場合は許可を要しない (B I 規則 2 条、CPR PD 6.33)。

28) *Spiliada* 判決 (注24))。

29) Briggs (注18)) p. 102.

30) Zuckerman 'Civil Procedure' p. 195, Briggs (注18)) p. 105, Morris 'The Conflict of Laws 8th ed.' (Oxford, 2009) p. 83.

31) Hague Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition 1985、拙稿「国際信託の成立及び効力の準拠法(1)」慶應法学10号 (2008年) 93頁以下。

の受託者に対する訴状送達が許可される（CPR PD 6 B 3.1 (12)³²⁾。受託者が信託財産を処分して売却代金を着服して国外へ移住した場合でもイギリスの裁判管轄に服する³³⁾。なお、信託の効力と管理の準拠法が異なる場合は、どちらか一方の準拠法がイギリス法であれば足りる³⁴⁾。

2.2.2 擬制信託の受託者に対する送達

擬制信託の受託者がイギリス国内で行った所為による責任を追及する訴訟の場合、国外の受託者に対する送達の許可事由となる（CPR PD 6 B 3.1 (15)³⁵⁾。信託財産であることを知りながら受託者からイギリスでこれを受け取った後に国外に持ち出した第三者やイギリス国内の受託者と共謀して信託財産の国外搬出に協力した国外の第三者は、擬制信託の受託者となり、本送達許可事由に該当する³⁶⁾。

2.2.3 結果信託の受託者に対する送達

イギリス国内の行為を原因とする原状回復請求訴訟の被告が国外にいる場合、送達許可事由となる（CPR PD 6 B 3.1 (12)）。イギリス法上、原状回復請求は、結果信託を根拠とすることが多いので、この事由は、主として、イギリス国内で成立した結果信託の受託者が国外にいる場合の送達に用いられる。

2.2.4 財産権に関する訴訟の被告に対する送達

訴訟の目的である財産権が全てイギリス国内にある場合は、国外の被告に対する送達の許可事由となる（CPR PD 6 B 3.1 (10)）。この財産権は、コモンロー上の財産権、衡平法上の財産権の双方を指す。よって、イギリス国内の信託財

32) Corbett (注3)) p. 19.

33) *Winter v Winter* [1984] 1 Ch 421, McLean (注4)) p. 72.

34) *Chellaram v Chellaram (No 2)* [2002] EWHC 632 (Ch), [2002] 3 All ER 17.

35) *Cecil v Bayat* [2010] EWHC 641 (Comm)、*Astrazeneca UK Limited v Albanarle International Corporation* [2010] EWHC 1028 (Comm), [2010] 2 Lloyd's Rep 61.

産を侵害した受託者に対し、受益者が衡平法上の権利に基づいて訴訟を提起する場合もこの事由に該当する。

2.2.5 契約に関する訴訟の被告に対する送達

CPR PDは、契約に関する訴訟の場合、(i)契約が国内で締結されたとき、(ii)国内に居住又は活動するエージェントを通じて締結されたとき、(iii)イギリス法を準拠法とするとき、(iv)イギリスの裁判所を管轄裁判所とする合意があるとき、又は、(v)契約違反の責任追及に関し違反行為が国内で行われたときに、送達許可事由となる (CPR PD 6 B 3.1 (6)、(7))。契約の不存在確認を求める場合も同様である (CPR PD 6 B 3.1 (8))。送達許可事由としての「契約」は、イギリスの国内契約法における契約とは異なり、英米法の契約成立要件である約因を要しない³⁷⁾。したがって、イギリス法に準拠した任意信託も、受託者が受益者に対する信託財産に関する忠実義務を約束している以上、上記(i)乃至(v)のいずれかの事由があるときは送達許可を受けることができる³⁸⁾。

2.2.6 不法行為の被告に対する送達

不法行為に基づく請求に関しては、不法行為地がイギリスであることが国外の被告に対する送達許可事由となる。CPR PDにおける「不法行為」に関し、かつてはイギリス法上の不法行為に限定する見解が支配的だった³⁹⁾が、現在は、イギリス法上の不法行為の要件を充たす必要はないと解されている⁴⁰⁾。

36) *ISC Technologies Ltd v Guerin* [1992] 2 Lloyd's Rep 430 (Hoffmann J)、Harris (注3)) p. 47.

37) Dicey and Morris (注4)) p. 290, p. 318、Harris (注3)) p. 48、McLean (注4)) pp. 62-70.

ただし、取締役の就任は契約に当たらない (*Newtherapeutics Ltd v Katz* [1991] Ch 226)。

38) *Official Solicitor v Stype Investments Ltd* [1983] 1 WLR 214.

39) *Metall und Rohstoff AG v Donaldson Lufkin & Jenrette Inc* [1990] 1 QB 391 (CA)、Dicey and Morris (注4)) Ch 11, p. 330.

40) 1996年以前のイギリス国際私法上、イギリス法の要件を充たさない不法行為は認められなかったが、現在はそのような制限が撤廃されたためである (Private International Law Miscellaneous Provision Act 1995, Part III)。Harris (注3)) p. 50.

よって、イギリス国内で成立した擬制信託や結果信託に基づく請求は、上記 2.2.2 や 2.2.3 に加え、この事由にも該当する。

3 国際裁判管轄のための法性決定基準

3.1 国際裁判管轄のための法性決定とは

3.1.1 国際裁判管轄決定の順序

日本の裁判所に提起された訴えの国際裁判管轄を被告が争った場合⁴¹⁾、裁判所は、以下の順序により民訴法 3 条の 2 以下の条項を適用し、管轄の有無を決定する⁴²⁾。

(1)当該訴えが、日本の会社法等に関する場合、日本における登記・登録に関する場合、又は日本における登録を発生要件とする知的財産権の存否・効力に関する場合は、日本の裁判所が専属管轄を有する（同法 3 条の 5）。

(2)被告の住所・居所等（個人の場合）、又は主たる事務所・営業所等（法人の場合）が日本にあるときは、日本に一般裁判管轄が認められる（同法 3 条の 2）

(3)訴えに係る請求が日本に裁判管轄が認められる他の事件との併合請求の場合は、併合要件を満たすことを条件とし、管轄が認められる（同法 3 条の 6）。

41) 訴状の送達を受けた被告が国際裁判管轄を争わず本案について弁論した場合は応訴管轄が生ずる（民訴法 3 条の 8）。

42) 民訴法 3 条の 2 以下が定める国際裁判管轄に関する主な文献として、佐藤達文・小林康彦『平成23年民事訴訟法等改正—国際裁判管轄法制の整備』（2012年、商事法務）、澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門〔第7版〕』（2012年、有斐閣）286頁以下、横山潤『国際私法』（2012年、三省堂）340頁以下、櫻田嘉昭『国際私法〔第6版〕』（2012年、有斐閣）360頁以下、本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法〔第2版〕』（2012年、有斐閣）34頁以下、高桑昭『国際商取引法〔第3版〕』（2011年、有斐閣）362頁以下、松岡博『国際関係私法入門〔第3版〕』（2012年、有斐閣）258頁以下、神前禎・早川吉尚・元永和彦『国際私法〔第3版〕』（2013年、有斐閣）258頁以下、松本博之・上野泰男『民事訴訟法〔第7版〕』（2012年、弘文堂）253頁以下、伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』（2011年、有斐閣）43頁以下、笠井正俊・越山和広『新コンメンタール民事訴訟法〔第2版〕』（2013年、日本評論社）28頁以下他。

(4)消費者契約に関する消費者からの訴え、又は労働関係に関する労働者からの訴えにおける消費者又は労働者の住所が日本国内の場合は、日本の裁判所が管轄を有する（同法3条の4）。

(5)原被告間に、日本の裁判所が管轄権を有する旨の書面による合意があるときは、その効力が認められる（同法3条の7第1項）。ただし、消費者契約に関する事業者からの訴えの場合、及び労働紛争に関する雇用者からの訴えの場合は、合意の効力が認められない場合がある（同法3条の7第5項、第6項）。

(6)上記(1)乃至(5)のいずれにも当たらない場合、裁判所は、民訴法3条の3各号の適用があるかどうかを下記3.1.2の方法で検討し、管轄の有無を決定する。

(7)上記(2)、(3)又は(6)に当たる場合でも、日本以外の国の裁判所においてのみ訴えを提起できる旨の書面による合意があるときは、その裁判所で裁判権行使できない場合を除き、日本の裁判所は管轄を有しない（同法3条の7第4項）。さらに、(1)乃至(6)のいずれかにより管轄が認められる場合でも、日本での審判が当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げる特別な事情があるときは、日本の裁判所を専属的管轄裁判所とする合意がある場合を除き、裁判所は訴えの全部又は一部を却下できる（同法3条の9）。

3.1.2 民訴法3条の3の適用における判断過程

上記3.1.1(6)で述べた民訴法3条の3に基づく管轄原因に関し、同条は、「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」である場合（第1号）、「財産権上の訴え」である場合（第3号）、「不法行為に関する訴え」である場合（第8号）など、個々の訴えの請求権の法的性質に応じて国際裁判管轄を定めている。したがって、裁判所は、たとえば、第1号の適用に当たっては当該訴訟が「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え」に当たるかどうか、第8号の適用上は「不法行為に関する訴え」に当たるかどうかを判断しなければならない。

この判断過程は、次の2つの段階に分けられる。第1段階として、裁判所は、訴状における原告の請求が民訴法3条の3第1号の「契約上の債務の履行」や第8号の「不法行為」等に関する請求かどうか、すなわち同法3条の3各号のいずれかの事由に該当する訴訟かどうかを判断する。この時点で、被告が、たとえば、「契約上の債務の履行地が日本である」旨の原告の主張を争わない場合、直ちに第1号が適用され、日本の裁判管轄が認められる。しかし、被告が契約の存在・成立や債務履行地を争った場合、第2段階として、裁判所は当該争点について証拠に基づく事実認定をしなければならない⁴³⁾。

3.1.3 民訴法3条の3の適用と法性決定

上記3.1.2の裁判所による判断は、「契約上の債務」や「不法行為」に関する法性決定を前提とする。すなわち、裁判所は、第1段階では、当該訴訟における原告の請求の根拠が「契約」や「不法行為」であるかどうかを決定し、続く第2段階で、「契約」や「不法行為」の存在、成立等の認定のためにその要件事実を確定する。そして、いずれの段階でも、裁判所が「契約」や「不法行為」の語を、日本の国際私法（すなわち、法の適用に関する通則法）により定まる準拠法に従った概念と解するのか（準拠法説）、日本の民法と同じ意味に解するのか（法廷地法説）、それともこのいずれとも異なる独自の法概念と解するのか（国際民事手続法独自説）は、結論に影響する重要な前提問題である。

これは、準拠法決定基準における法性決定の問題と類似している。すなわち、国際私法は、準拠法決定のルールを単位法律関係ごとに分けて定めているので、どのルールを適用するかを選定するためには、争われている法律関係がどの単位法律関係に当たるのかを判断する必要があるが、国際私法上、この判

43) 澤木・道垣内（注42）277頁、横山（注42）340頁。なお、この場合の証明の程度について、一応の証明で足りるとする見解と客観的事実関係の証明を要求する見解とがあり、最高裁は後者の考え方を採っている（最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁、高橋宏志「不法行為地管轄権(1)」(94事件)『国際私法判例百選〔第2版〕』（ジュリスト別冊）(2012年、有斐閣)190頁、本間・中野・酒井（注42）76頁）。

断基準として、当該法律関係に適用される法律が定めている法的性質による見解（以下、「準拠法説」という。）、法廷地における国際私法以外の法律（これを「実質法」という。）を基準として決定する見解（以下、「法廷地法説」という。）、及び、我が国の国際私法自体の立場から独自の基準を設けて解決する見解（以下、「国際私法自体説」という。）の3つが対立し、国際私法自体説が通説とされている⁴⁴⁾。

国際裁判管轄の決定基準となる法性決定はほとんど議論されていないが、本稿の対象である信託訴訟の国際裁判管轄に直接影響するので、ここで論ずる⁴⁵⁾。

3.2 法性決定基準に関する考え方の検討及び私見

3.2.1 準拠法説について

準拠法決定のための法性決定基準における準拠法説は、準拠法の決定基準に準拠法を用いるのは自己矛盾である点及び仮定的準拠法を設けて決定する方法は、巡回論に陥り機能しない点、要するに、準拠法決定基準として実務的に機能しない点が批判されている⁴⁶⁾。これに対し、国際裁判管轄決定基準に関しては、準拠法を基準に用いたとしても自己矛盾にならず、民訴法3条の3第1号も部分的にこれを予定している。本案の判断基準と裁判管轄の判断基準を一致させた方が効率的な面もあり、準拠法説にも一応の合理性は認められる⁴⁷⁾。

44) 諸学説を紹介する文献として、山田録一「法律関係の性質決定」『国際私法の争点〔新版〕』（ジュリスト増刊）（1996年、有斐閣）66頁、櫻田嘉章「法律関係の性質決定」『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』（別冊ジュリスト185号）（2007年、有斐閣）5頁。国際私法自体説を採る文献として、山田録一『新版国際私法〔第3版〕』（2004年、有斐閣）49頁以下、池原季雄『国際私法総論』（1973年、有斐閣）114頁、溜池良夫『国際私法講義』（1993年、有斐閣）136頁、澤木・道垣内（注42）23頁、道垣内正人『ポイント国際私法総論〔第2版〕』（2007年、有斐閣）89頁、木棚照一・松岡博・渡辺惺之『国際私法概論〔第5版〕』（2007年、有斐閣）35頁。最判平成6年3月8日（民集48巻3号835頁、判例時報1493号80頁）もこの説を採る。

45) 厳密に言えば、第1段階における法性決定基準と第2段階における法性決定基準は別異に論ずべき問題である。字数の制約上、議論を割愛するが、私は、この2つの基準を区別する合理的な理由は見出し得ないと思う。

46) 拙稿「国際信託に関わる法律問題の準拠法決定基準」慶應法学11号（2008年）67頁以下。

しかし、この方法には、以下の問題があるため、賛同できない。

第1に、契約や不法行為の準拠法を先に決定しなければ国際裁判管轄が決定できないのは煩瑣である。特に、管轄がないことの決定のために準拠法を決定するのは非効率である。

第2に、準拠法によって国際裁判管轄が左右されるのは、予測可能性を害する。同法3条の3第1号は、当事者の予測可能性を考慮し、当事者間で履行地の合意も準拠法の合意もしていない場合は、通則法を用いて決定される履行地を管轄根拠としない旨を定めているのに⁴⁸⁾、準拠法説は、この法の趣旨に矛盾する。

第3に、準拠法説によれば、同じ事実関係に基づく争いであっても、適用法によって管轄が認められる場合と認められない場合が生じ得る。たとえば、訴訟における請求が贈与や使用貸借に基づく場合、日本法に準拠すれば同法3条の3第1号を適用できるのに、イギリス法によればこれらは契約に当たらず、同号の対象外となり、衡平性及び合理性に反する。

東京地裁平成23年9月7日判決⁴⁹⁾は、手数料請求訴訟において義務履行地に基づく国際裁判管轄が認められるか否かの判断に関し、手数料合意には約因がないから、当事者が指定した準拠法（バミュエダ法）上の法的拘束力がなく、義務履行地を観念できない旨の被告の主張を斥け、「民訴法の義務履行地の裁判籍の規定によって我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原告の主張する義務の発生原因——本件では、契約——について、その合意がされたという客観的事実関係が証明されることが必要であるものの、それが準拠法上法的効力を有することまでの審理判断を要するものではない」と判示し、同法3条の3第1号の「契約」の決定基準に契約準拠法を用いていない。

47) 澤木・道垣内（注42）277頁は、第2段階の法性決定に関しこの見解を採っている。

48) 佐藤・小林（注42）37頁。

49) 判例タイムズ1388号355頁、長田真里「判批」（国際私法4）平成24年重要判例解説（ジュリスト No. 1453）（2013年）299頁。

3.2.2 法廷地法説か国際民事手続法独自説かの選択

準拠法決定のための法性決定の基準に関し、法廷地法説と国際私法独自説のどちらが妥当かは、法政策的な選択の問題であり、私は、法廷地法を基準とする方が合理的であると考えている⁵⁰⁾。その理由は、第1に、国際私法独自の法性決定のための具体的な基準が現に存在せず、今後この基準を策定するのは実務的に非効率だからである。第2に、国際私法独自説は、通則法各条項の趣旨に反する恐れがある。すなわち、国際私法（通則法）は、日本の実質法を前提とし、一定の実質法的な効果を生じさせる意図の下に規定されているのに、国際私法が、通則法の適用による実質法的な効果を見捨て、もっぱら「国際的協調」の観点から独自の解釈をするのは、立法目的に反し不合理である。

しかし、準拠法決定のための法性決定基準として国際私法独自説を採れない上記2つの理由は、国際裁判管轄決定のための法性決定基準には当てはまらない。第1点（独自の基準設定の困難性）に関し、国際裁判管轄の法性決定が必要な法概念は、民訴法3条の3が定める「契約」、「財産権」、「不法行為」、「相続」程度であり、その内容の確定はさほど困難ではない。また、第2点（立法目的との齟齬）について、民訴法における国際裁判管轄の個々の条項は、もっぱら正義と衡平の実現、当事者の予測可能性の担保等を目的としており、実質法上の効果は期待されていない。よって、立法趣旨に即して各法概念を解釈すれば、立法目的に反することはない。

法廷地法説、国際民事手続法独自説のどちらが妥当であるかの法政策的な選択は、準拠法の決定のための法性決定基準とは異なる観点で行うべきである。特に、以下の2つの相違点は重要な考慮事項である。

第1に、準拠法決定のために適用すべき通則法上の規則は、特定の法律問題について必ず1つである。紛争解決の目的上、同一の法律問題に複数の準拠法が同時に適用される事態を避けるためである。しかし、国際裁判管轄決定のための民訴法の規定は重疊的に適用されても問題はない。よって、各法概念の間

50) 拙稿（注46）73頁以下。

の境界を厳格に定義する必要はない。

第2に、準拠法は必ず1つの国の法が選ばれるのに対し、国際裁判管轄は、個別的な判定の結果、全ての規則の適用が排除されることもある。すなわち、準拠法決定の問題は日本の裁判所の裁判を受けられることを前提としているが、国際裁判管轄決定の場合、その結果として、日本で裁判が全面的に否定される可能性がある。

3.2.3 私見

上記 3.2.2 に示した2つの考慮事項に鑑み、民訴法3条の3が定める「契約」、「不法行為」等は、国内実質法や準拠法にとらわれず、国際民事手続法独自の立場から、できるだけ広義に解すべきである。特定の国の法律を基準にこれらを判断すると、他国法を基準とすれば管轄が認められたはずの訴訟について、日本で裁判できなくなることもある。日本の裁判所は、同法3条の3等の適用の際、外国の裁判所が当該事件の管轄を有するかどうかを判断基準としないので、その事件に関する裁判権が完全に奪われてしまう恐れがある⁵¹⁾。他方、日本の裁判所と外国の裁判所の双方が管轄を有する場合は、日本の裁判所は、当事者間の衡平や適正・迅速な審理の実現を考慮して、裁判権の行使を控えるので、日本の裁判所の管轄が広すぎたとしても、制度上、不合理、不衡平な事態を回避できる（同法3条の9）。したがって、「契約」、「不法行為」等は、その趣旨に適合する範囲内において、できるだけ広義に解し、同法3条の3の適用範囲を拡大した方がよい。この観点から、第1号の「契約」及び第8号の「不法行為」は、それぞれ以下のように解すべきである。

（1）民訴法3条の3第1号の「契約」

「契約」は、2当事者間の意思表示の合致だけに限定せず、ある者が任意の意思によって他の者に対する法的な義務を負担する全ての行為や状態を含めて

51) 外国で裁判を受けられない特殊な事情がある場合に緊急管轄を認める見解が有力だが（澤木・道垣内（注42））314頁、本間・中野・酒井（注42））45頁他）、民訴法上はこれを認める明文規定がない。

よい。同法3条の3第1号が「契約上の債務の履行を目的とする訴え」の債務履行地の裁判所に管轄を認めたのは、被告としては、債務の履行地において当該債務に関する訴えを提起されることを甘受すべきであるとの立法的判断の下に、債務の履行地であることの予測可能性がある場合に限定して管轄を認める趣旨である⁵²⁾。したがって、たとえば、第三者のためにする契約の当事者と受益者の関係のように、契約関係に該当しない場合でも、当事者が第三者に対する義務の履行を引き受けている以上、その義務履行地の管轄を認めた方が立法趣旨に適合する。

(2) 民訴法3条の3第8号の「不法行為」

同法3条の3第8号の「不法行為」は、契約上の債務に関する事務管理や不当利得を除く全ての契約外の請求を含める概念と解してよい。同号は、証拠収集の便宜及び両当事者の予測可能性をその根拠としている⁵³⁾。たとえば、契約締結前における給付や役務の提供に関して事務管理や不当利得に基づく請求をした場合、そのような給付・提供を行った地（すなわち利得と損失が生じた地）について裁判管轄を認めても、この趣旨に反しない。不法行為、事務管理、不当利得等の概念は国によって異なるので、できるだけ広く解した方が公平かつ安定的に管轄を決定できる。

最高裁も、国際裁判管轄を肯定するための民訴法の「不法行為地」は、「原則として、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である」と判示し、国内実質法（民法709条）上の不法行為よりも広く解している⁵⁴⁾。

3.2.4 国際民事手続法独自説に対する批判の検討

上記の解釈は、民訴法の他の規定上の同一文言との整合性の観点から批判を受ける可能性がある。たしかに、「財産権上の訴え」、「不法行為に関する訴え」

52) 佐藤・小林（注42）37頁、本間・中野・酒井（注42）49頁。

53) 佐藤・小林（注42）68頁、本間・中野・酒井（注42）58頁。

54) 最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁。

等の語は、国内裁判管轄に関する規定（同法5条）にも用いられているので、同法3条の3も同義に解した方がわかりやすい。しかし、民訴法における同一の用語が異なる意味を有する例は他にもある。たとえば、同法118条は外国裁判所の確定判決の効力要件として、「被告が……送達を受けたこと」（同条2号）を定めるが、この「送達」は、特定の名宛人に対して書類の内容を公証しつつ行う通知行為を指し、同法98条以下の送達と同義ではない⁵⁵⁾。このように、規定の趣旨や適用場面が異なるときは、適宜にその目的に応じた意味に解する方が自然である。国内裁判管轄は、国内の裁判所間における事件分配の規定であり、日本で裁判ができるのかどうかを決める国際裁判管轄とは次元が異なる。このことは、各規定の位置、文言及び目的上明らかなので、国際裁判管轄の規定の「不法行為」等を国内裁判管轄の規定のそれと異なる意味に解したとしても予測可能性を害することはない⁵⁶⁾。

3.3 EU法及びイギリス法との比較

欧州裁判所は、「契約」、「不法行為」等の意味をBI規則独自の立場から定めている（上記1.3、1.4）。これは、BI規則が、加盟国全体における裁判管轄の統一的調整を目的としていることに由来する。「契約」、「不法行為」を各国が自由に解釈すると不整合が生ずるので、全加盟国の概念を包含できる最も広い定義を用いているのである。我が国の民訴法の国際裁判管轄の定めは、我が国独自の立場から我が国の裁判所の管轄を決定する基準なので、BI規則とは考え方が異なる。

他方、イギリスの国内法も、国外送達の許可事由における「契約」や「不法行為」をイギリスの国内実質法よりも広義に解している（上記2.2.5、2.2.6）。これは、イギリスの裁判管轄制度の全体的な構造に由来する。イギリスの裁判所は、自国の裁判管轄を広く認めたうえで、それが不公平、不合理な結果をも

55) 最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁。

56) 最高裁も、民訴法5条9号（旧民訴法15条）の「不法行為」の意味を、国内裁判籍に適用する場合と国際裁判管轄の基準に利用する場合とで異なる意味に解している（注54）。

たらず例外的な場合は、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理によって裁判権を行使しない方法で調整する。よって、国外の被告がイギリスの裁判所に出頭し、自らフォーラム・ノン・コンヴェニエンスを争うことができるよう、訴状の国外送達をなるべく広く許可する必要がある。そこで、イギリス法上の契約から除外される贈与等に関連する請求事件やイギリス法の要件を充たさない外国法上の不法行為請求事件の被告にも訴状が送達できるように、CPR上の「契約」や「不法行為」を、国内実質法のそれよりも緩やかに解しているのである。

我が国の民訴法は、被告の財産が日本国内に所在するだけで国際裁判管轄を認める等（同法3条の3第6号）、国際裁判管轄をかなり広く認めつつ、日本における裁判が当事者間の衡平や裁判の適正・迅速に反する場合は、裁判所の裁量により調整する方法を採り（同条の9）、基本的な構造はイギリスの国内裁判管轄制度と同じである。この制度を有効に機能させるには、イギリス法同様、「契約」、「不法行為」等の概念をできるだけ広く解し、民訴法3条の3を適用するための間口を広げた方がよい。よって、比較法的な観点からも国際民事手続法独自説が妥当である。

4 我が国における信託の国際裁判管轄

以上の考え方により民訴法3条の2以下の規定を解釈すると、日本の裁判所が信託訴訟の国際裁判管轄を有するのは以下の場合となる。

4.1 被告の住所地管轄

信託訴訟の被告となる信託当事者が自然人であり、その住所が日本国内にあれば、日本の裁判所は管轄を有する（民訴法3条の2第1項）。被告が法人の場合は、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるか、代表者その他主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、裁判管轄が認められる（同条の2第3項）。ただし、日本に住所を有する被告に対する訴訟であっても、裁判所が裁量によって訴えを却下することがある⁵⁷⁾（同法3条の9）。

4.2 信託財産所在地

日本に信託財産が所在する場合、当該財産の管理義務違反を根拠とする受託者に対する損失てん補や差止請求訴訟は、受託者が事業者である場合は、「事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの」（民訴法3条の3第4号）又は「日本において事業を行う者に対する訴え」で「その者の日本における業務に関するもの」（同条の3第5号）に当たる可能性が高い。そうではない場合も、差押え可能な被告の財産の所在地として日本の裁判管轄が認められる（同条の3第3号）。信託上の義務違反と関係がない財産の場合も「その財産の価額が著しく低いとき」を除き、裁判管轄が認められる。

さらに、信託財産が日本に所在する不動産の場合、受託者の義務違反による当該不動産が信託財産に属することの確認請求、消極の確認請求等は、日本の裁判所が管轄を有する（同条の3第11号）。

4.3 信託契約・信託条項上の義務履行地

上記4.1及び4.2に当たらない場合でも、信託上の受託者の義務履行地が日本である場合、たとえば、受託者が日本に所在する受益者に対して信託財産から生ずる収益を分配する義務を負う場合は、日本の裁判所は当該義務の履行や義務違反による損失てん補請求訴訟について管轄を有する（民訴法3条の3第1号）。信託行為には、(1)委託者と受託者の契約による信託（契約信託）、(2)委託者の遺言による信託（遺言信託）、(3)委託者による生前の単独行為（信託宣言）による信託（自己信託）の3種類があるが⁵⁸⁾、契約信託のみならず遺言信託や自己信託の受託者も、同号の義務履行地管轄に服する。遺言信託は、委託者が遺言によって受託者に指定した者が信託の引受をしたときに、受託者とし

57) 佐藤・小林（注42）164頁。よって、裁判所の裁量却下権の範囲は、イギリスのフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの適用範囲より広い（*Owusu* 判決（注26）参照）。

58) 新井誠『信託法〔第3版〕』（2008年、有斐閣）117頁以下、田中和明『詳解信託法務』（2010年、清文社）31頁以下。

ての義務を引き受けたことになるし、自己信託の場合は、委託者自らが受託者となって受益者に対する義務を引き受けるので、いずれも、上記 3. 2. 3 (1) に述べた広義の「契約」に当たるからである。また、英米法上の信託は契約ではないが、同号の目的上は「契約」に含まれる。

4.4 受託者に対する不法行為に基づく請求

信託財産を侵害した受託者に対して、受益者が提起した不法行為に基づく損害賠償請求訴訟は、不法行為地（加害行為地又は損害発生地）が日本であれば、日本の裁判所が管轄を有する（民訴法 3 条の 3 第11号）。ただし、この場合の不法行為地は、多くの場合、上記 4.1 乃至 4.3 のいずれかの管轄原因と競合する。不法行為地の管轄が利用されるのは、イギリス法上の擬制信託や結果信託の成立を理由に責任追及する場合であろう。たとえば、受託者が日本国内にあった信託財産を勝手に処分換金していることを知りながら当該財産を買い取って国外に持ち出した第三者に対する損害賠償請求事件等である。

4.5 信託契約・信託条項に国際裁判管轄の定めがある場合

日本法上、信託条項における国際裁判管轄の定め効力が認められるか否かは、民訴法 3 条の 7（合意管轄）が信託条項に適用できるかどうかの問題である。

4.5.1 委託者と受託者の間の訴訟

民訴法 3 条の 7 第 1 項及び第 2 項によれば、当事者が特定の法律関係に基づく訴えに関し、書面で国際裁判管轄の合意をしたとき、裁判所はその効力を認める。すなわち、日本の裁判所に訴えが提起できる旨を合意したときは、当該合意に基づいて管轄を認め、また、外国の裁判所の専属的国際裁判管轄を合意したときは、日本で提起された訴えは不適法となる。この規定の目的は、管轄権に関する予見の不確実性の除去（専属的裁判管轄合意の場合）又は軽減（非専属的裁判管轄合意の場合）である。そのような合意により、当事者は、適用されるべき国際私法を間接的に知ることができ、紛争解決の行方の予測も可能と

なり、裁判外での解決も円滑に行われる可能性が高まるとされる⁵⁹⁾。

契約信託の場合、委託者と受託者との間の信託契約書に管轄の定めがあれば、両者間の紛争に関する管轄が当該条項により定まる（同法3条の7第1項）。遺言信託、自己信託の場合も、信託条項における合意管轄の定めは、紛争解決の予測可能性の確保という同法3条の7の趣旨に鑑みれば、同条の合意に含まれると解すべきである。イギリス法に基づく信託に関しても、委託者が信託を設定した後に受託者が信託を引き受けた時点において、信託条項の管轄条項に合意したと解される。なお、「書面」による合意は、当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていれば足りるので⁶⁰⁾、受託者の信託引受は書面による必要がない。

4.5.2 受益者と受託者の間の訴訟

問題は、信託条項に専属的裁判管轄の定めがある場合、受益者もその拘束を受けるか否かである。原則として、管轄合意の効力は、合意の成立に関与しなかった第三者に及ばないが、有効に管轄合意をした当事者の承継人、保険契約における被保険者その他の受益者、船荷証券の所持人等は、その例外である⁶¹⁾。信託は、委託者が受益者のために設定する制度なので、委託者の意思に基づいて専属的裁判管轄を定めた以上、受益者の利益のための合意と推定できる。そうとすれば、保険契約における被保険者と信託契約の受益者とを別異に扱う合理的な理由は見当たらないので、原則として、受益者も信託条項における合意管轄の効力が及ぶと解すべきである。ただし、委託者と受益者の利害が対立する場合の受益者は、信託条項における専属的管轄の規定の拘束を受けない⁶²⁾。また、受益者が消費者の場合は別の配慮を要する（下記4.6）。

59) 横山（注42）351頁、澤木・道垣内（注42）302頁。

60) 最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁。

61) 横山（注42）358頁。最高裁は、船荷証券に定めた専属管轄合意の拘束力は当該証券の所持人に及ぶと判示する（注60）。

62) 委託者が受益権を売却して収益を上げることを唯一の目的として信託を設定した場合などが考えられる。

4.6 委託者や受益者が消費者の場合

4.6.1 受託者が事業者、委託者・受益者が消費者の場合

いわゆる預金型商事信託や運用型商事信託の場合⁶³⁾は、個人投資家を委託者、信託銀行・証券会社等の事業者を受託者とする信託契約が締結され、この契約は民訴法3条の4第1項の消費者契約に当たる。よって、日本に住所を有する委託者は、受託者に対する訴訟を日本の裁判所に提起することができる。このようなタイプの商事信託の委託者は受益者を兼ねていることが多いが、委託者以外の個人が受益者となることもある⁶⁴⁾。その場合の受益者も、委託者が受託者と対等の立場で交渉できなかった以上、委託者と同様に保護する必要があるので、同法3条の4第1項の「消費者から事業者に対する訴え」は、消費者である受益者から受託者に対する訴えを含むと解すべきである。よって、日本に住所を有する受益者は、事業者である受託者に対して日本で訴訟を提起できる。信託契約に、日本の裁判管轄を排除する旨の専属的合意管轄の規定があったとしても、日本に住所を有する委託者や受益者が原告の場合はその拘束を受けない（同法3条の7第5項）。

なお、イギリス法に基づく信託の場合、信託契約は存在しないが、委託者が信託を設定した後に受託者が信託を引き受けた時点において、広義の「契約」が締結されたと解されるので（上記3.2.3(1)）、委託者が個人で受託者が事業者の場合は同様の結果となる。

4.6.2 受託者・委託者が事業者で受益者が消費者の場合

証券投資信託契約は、金融商品取引業者（委託者）と信託銀行等（受託者）の間に締結されるが、受益者は一般投資家である⁶⁵⁾。また、不動産証券化や金銭債権流動化のための信託その他の「転換型商事信託」⁶⁶⁾の信託契約は委託

63) 神田秀樹「商事信託の法理について」信託法研究22号（1998年）49頁以下。

64) 三菱UFJ信託銀行『信託の法務と実務〔第5版〕』（2008年、金融財政事情研究会）334頁。

65) 三菱UFJ信託銀行（注64）472頁。

66) 神田（注63）66頁。

者兼当初受益者と信託銀行の間で締結され、この契約は委託者が事業者のときは消費者契約に該当しない。しかし、その後に投資家に受益権が譲渡され、個人が受益者となることがある。これらの場合、個人投資家は、受益権又は受益証券を取得する際、委託者、特定目的会社又は金融商品販売会社との間で受益権の購入に関する契約（受益権譲渡契約）を締結する。この契約は消費者契約に当たる。さらに、受益者は、受益権購入と同時に、受託者に対する信託契約上の権利を取得し義務（権利制限）を引き受けるので、受託者との間で広義の「契約」（信託条項に従う旨の合意）を締結したことになる（上記3.2.3(1)）。この契約も消費者契約なので、民訴法3条の4第1項に基づき、日本に住所を有する個人投資家（受益者）は、受託者に対する責任追及訴訟を日本で提起できる。また、信託契約や受益権譲渡契約における日本国外の専属裁判管轄条項は、日本に住所を有する個人投資家を拘束しない（同法3条の7第5項）。